

社会保障と税の一体改革に関する緊急要請

政府においては、昨年 12 月 14 日に「社会保障改革の推進について」を閣議決定し、「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討」することなどを内容とする社会保障改革の基本方針を明らかにした。併せて、今年 6 月までに社会保障改革の全体像とともに、必要な財源を確保するための消費税を含む税制抜本改革の基本方針を示すこととしている。

そもそも、医療、介護、子ども子育て、生活保護、障がい者福祉等の社会保障は、その対象者の置かれた状況に応じてきめ細かな個別具体的対応が求められる対人サービスである。したがって、こうした対人サービスを円滑に実施するためには、様々な専門職等のマンパワーを確保し、最終的にはマンツーマンで対応していかななくてはならない。

現場で対応している、基礎自治体においては、法定の費用負担割合に基づく負担をするのみならず、必要なマンパワーを確保してその人件費を負担し、法律で定められた施策を実施するだけでなく、それぞれの状況に応じて住民が真に必要としている様々な単独施策も展開しているところであり、大きな役割を果たしている。

今後、家族形態が多様化しその機能が低下するなかで、基礎自治体が提供する福祉、医療などの市民生活に直結する社会保障サービスに対する行政需要は毎年大幅な増加が見込まれているが、真に必要とされる社会保障の安定・強化は、基礎自治体の実施する対人サービスの充実を抜きにしてはあり得ないものである。

にもかかわらず、社会保障と税に関する国会審議においては、消費税を引き上

げても地方に配分することは考えていないという趣旨の発言がなされたり、地方の意見を聴取する体制の整備にも積極的な対応が伺えないなど、社会保障において地方が果たしている役割に対する政府の認識は極めて不十分である。

したがって、社会保障と税の一体改革に当たっては、基礎自治体が 社会保障の最前線において果たしている根源的な役割を踏まえ、たうえて、「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見に十分耳を傾け、尊重するよう、強く要請する。

併せて、福祉・医療など市民生活に直結する社会保障サービスを提供している都市自治体の財政需要の急増と多様化に対応するため、税源の偏在が少なく税収が安定している地方消費税の拡充などの都市税財源の充実強化を図るよう強く要請する。

平成 23 年3月2日

全 国 市 長 会